3　法第二十七条の規定による船員被保険者の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。ただし、法附則第四条の三第一項の規定による被保険者が同条第四項の規定によつて資格を喪失したとき又は同条第五項第二号若しくは第六項に該当することにより資格を喪失したときは、この限りでない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

4・5　（略）

（七十歳以上の使用される者の不該当の届出）

第二十二条の二　法第二十七条の規定による七十歳以上の使用される者（船員たる七十歳以上の使用される者を除く。）が第十条の四の要件に該当しなくなつた日の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2　法第二十七条の規定による船員たる七十歳以上の使用される者が第十条の四の要件に該当しなくなつた日の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　氏名及び生年月日

二　住所（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により船員たる七十歳以上の使用される者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三　個人番号又は基礎年金番号

四　第十条の四の要件に該当しなくなつた年月日

五　第十条の四の要件に該当しなくなつた事由

六　標準報酬月額に相当する額

七　船舶所有者の氏名及び住所

（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第二十五条の二　法第八十一条の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

2～4　（略）

3　法第二十七条の規定による船員被保険者の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。ただし、法附則第四条の三第一項の規定による被保険者が同条第四項の規定によつて資格を喪失したとき又は同条第五項第二号若しくは第六項に該当することにより資格を喪失したときは、この限りでない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～六　（略）

4・5　（略）

（七十歳以上の使用される者の不該当の届出）

第二十二条の二　法第二十七条の規定による七十歳以上の使用される者が第十条の四の要件に該当しなくなつた日の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を機構に提出することによつて行うものとする。

一　七十歳以上の使用される者の氏名及び住所

二　基礎年金番号

三　第十条の四の要件に該当しなくなつた年月日

四　第十条の四の要件に該当しなくなつた事由

五　標準報酬月額に相当する額

六　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名若しくは名称又は船舶所有者の氏名及び住所

（新設）

（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第二十五条の二　法第八十一条の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の基礎年金番号

三～六　（略）

2～4　（略）